

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県浜松市浜北区新原3833番地の1

氏 名 天星製油株式会社

(法人にあっては名称
及び代表者の氏名) 代表取締役 鈴木 宏政

優 良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であること
を証する。

山梨県知事

長崎 幸太郎



許可の年月日 平成28年8月24日

許可の有効年月 令和5年8月23日

1 事業の範囲

産業廃棄物の種類	汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず 以上5種類 ※ ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
積替え保管の有無	有り

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

所 在 地	山梨県笛吹市一宮町国分字猪ノ前1283番1 外2筆
面 積	20.01m ²
産業廃棄物の種類	廃油 以上1種類 ※ ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
保 管 上 限	30.0m ³ (危険物30m ³ タンク)

所 在 地	山梨県笛吹市一宮町国分字猪ノ前1283番1 外2筆
面 積	9.9m ²
産業廃棄物の種類	廃油、廃アルカリ 以上2種類 ※ ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
保 管 上 限	廃油1.0m ³ 、廃アルカリ2.0m ³ (ドラム缶:危険物倉庫)

所 在 地	山梨県笛吹市一宮町国分字猪ノ前1283番1 外2筆
面 積	14.76m ²
産業廃棄物の種類	汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず 以上5種類 ※ ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
保 管 上 限	13.0m ³ (コンテナ倉庫)

所 在 地	山梨県笛吹市一宮町国分字猪ノ前1283番1 外2筆
面 積	5. 31 m ²
産業廃棄物の種類	廃油 以上 1 種類 ※ ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
保 管 上 限	20. 0 m ³ (20m ³ タンク)
所 在 地	山梨県笛吹市一宮町国分字猪ノ前1283番1 外2筆
面 積	2. 0 m ²
産業廃棄物の種類	廃アルカリ 以上 1 種類 ※ ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
保 管 上 限	4. 0 m ³ (4m ³ タンク)

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成 元年 8月 24日	新規許可
平成 6年 8月 24日	許可の更新
平成 11年 8月 24日	許可の更新
平成 16年 8月 24日	許可の更新
平成 17年 1月 6日	事業範囲変更許可（廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くずの追加）
平成 21年 8月 31日	許可の更新
平成 28年 8月 31日	許可の更新
令和 2年 4月 9日	変更届（積替え保管施設の追加）

5 積替え許可の有無

有・無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

(有)・無